

宅内排水の側溝接続について

R 8. 1 笠松町 建設課

1. 原則、道路側溝への排水は認めないため、水路に面する土地からの排水は水路へ接続すること

2. 水路に面しておらず、やむを得ないと認めた場合に限り、道路法24条または32条の規定により側溝への接続と排水を許可する。ただし、宅地内浸透などにより極力、流出量を抑制させたいよう接続すること

構造について

- ① 接続管はφ150以下とし、宅地内で排水を最終桝でまとめて1箇所接続すること
ただし、流量計算上必要な場合においては、φ150をこえる管、または、複数箇所接続することができる
- ② 民地から接続する管は、原則、硬質塩化ビニル管とし、側溝内で突出しないよう接続すること
- ③ 道路横断部について、土被り60cm未満となる場合は、台付管など堅固な構造のものとする
- ④ 接続位置は側溝蓋の中央とし、管底および台座から10cm以上の離隔を設けること
- ⑤ 接続位置の側溝蓋は、グレーチング蓋（または集水蓋）に交換すること
- ⑥ 既設側溝の深さにより、接続位置の要件を満たすことができない場合、既設側溝を改修し集水桝等により計画すること。もしくは、管底から10cmを確保したうえで、接続部に保護コンクリートを設けること。
- ⑦ 農業用水管についても、道路を横断する場合は道路法32条（道路占用）にて申請すること
用水路が道路側溝となっている場合においては、上記「構造について」の②～⑥、右記「接続の申請について」のA、Bを準用すること
- ⑧ 舗装復旧の舗装構成、影響幅については別途定めたものによること

管理区分について

申請者の管理物件は、下記のとおりとする。

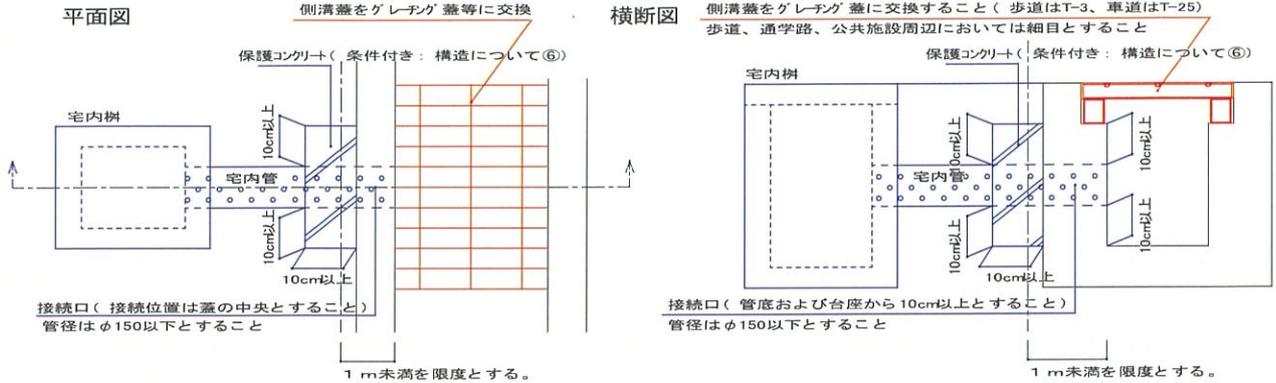
申請者管理（図の青）	宅内桝、宅内管、保護コンクリート、接続口、横断管B
町へ移管（図の赤）	グレーチング蓋、集水桝、横断管C

申請者管理物件の維持管理について

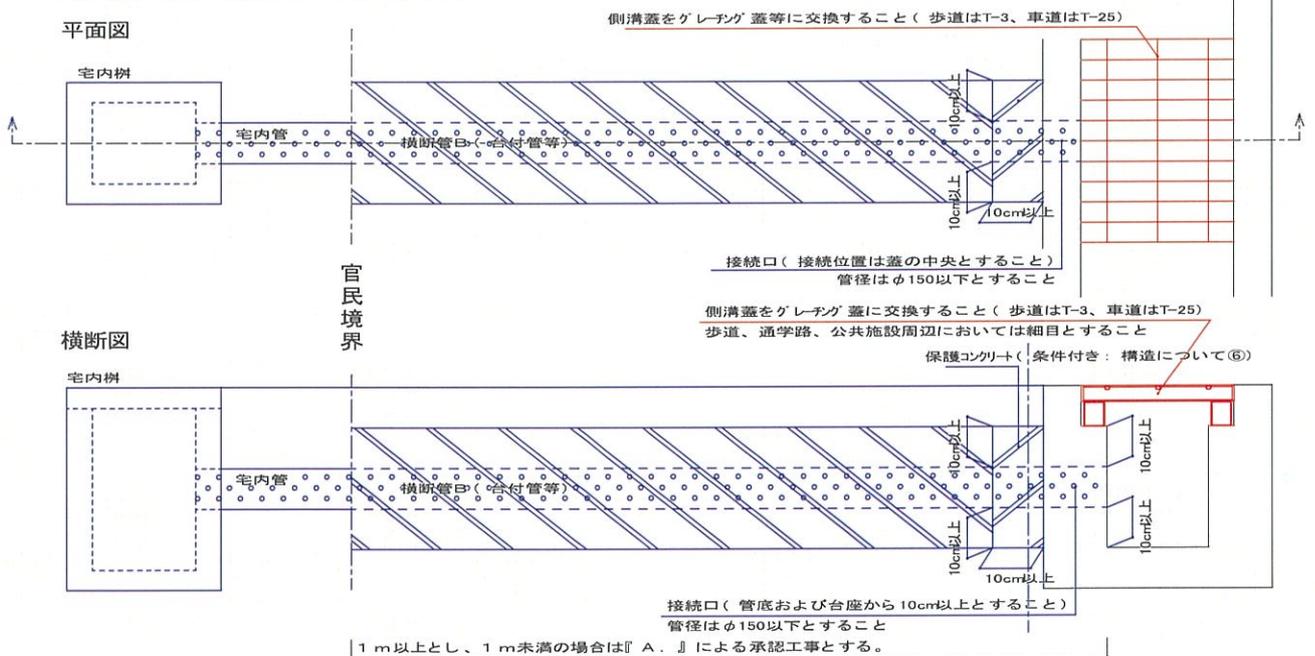
- 1) 申請者管理となる宅内設備、接続口、及び横断管に破損等の不具合が生じた場合は、申請者の責任において速やかに補修を行うこと。
- 2) 側溝接続を中止する場合は、申請者により間詰コンクリートによる排水口の閉鎖や、横断管の撤去を行うこと
- 3) 処理水を放流する場合は、水質基準を遵守し、環境衛生問題を引き起こさないよう関係法令の定めるところにより合併処理浄化槽等を適正に維持管理すること。
- 4) 水質等に関して、町又は他の行政機関から指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じること。
- 5) 雨水又は処理水の放流に起因して問題が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

接続の許可申請について

A. 側溝が申請地に面している場合は道路法24条(施工承認) により申請すること



B. 申請地から道路を横断し、側溝または水路へ排水する場合は道路法32条(道路占用) により申請し、申請者において維持管理すること



C. 集水枘等を官民境界の道路側に設ける場合、道路法24条(施工承認) により申請すること

